

八尾市観光・文化財課窓口等における配架物の取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八尾市観光・文化財課観光振興係（以下「本課」という。）へのチラシ、パンフレット等の印刷物（以下「チラシ等」という。）の配架依頼に対して適用するものとし、今後のチラシ等の配架については、八尾市庁舎管理規則に定めるもののほか、本要綱に基づいて行うものとする。

(配架基準)

第2条 本課に配架するチラシ等は、八尾市の観光施策振興に寄与するものであることを前提とし、その内容及び優先順位については、次のとおりとする。

- (1) 八尾市及び八尾市教育委員会が作成した催し等に関するもの
- (2) 八尾市及び八尾市教育委員会が共催又は後援する催し等に関するもの
- (3) 八尾市及び八尾市教育委員会から補助金等を受ける事業に関するもの
- (4) 国及び都道府県等の公的機関が作成した催し等に関するもの
- (5) 八尾市外からの誘客に資する催し・観光コンテンツ等に関するもの
- (6) その他本課が所管する事業に関するもの

(営業日の定義)

第3条 本要綱における「営業日」とは、各パンフレットラック設置施設（以下「配架施設」という。）が通常業務を行う日をいう。

(適用除外)

第4条 本課は、チラシ等が次の各号のいずれかに当てはまると判断した場合は、当該チラシ等を配架施設に配架しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 政治的・思想的中立性に照らして相応しくない内容が記載されているもの
- (4) 人権侵害、差別又は名誉棄損のおそれのあるもの
- (5) 他を中傷又は排斥するもの
- (6) 消費者保護又は青少年保護の観点から適切でないもの
- (7) 非日常性・目的性・地域資源との結びつきなどを勘案し、観光施策に関連すると認められない事業や商品の宣伝を目的とするもの
- (8) 問合せ先が不明瞭なもの
- (9) 市が推奨していると誤解させるようなもの
- (10) 八尾市暴力団排除条例第11条に規定する暴力団を利することとなるもの
- (11) そのほか市が不適当と認める内容が記載されているもの

(配架の期間)

第5条 チラシ等を配架する期間は、毎月1日を原則とする。ただし、毎月1日が当該配架施設の営業日

にあたらぬ場合は、当該配架施設の翌営業日を配架開始日とする。

(1) 啓発用資料等で期日が明記されていないものは、設置した日の属する月の末日を期限とする。

(2) 催し等で開催日時や募集期間が明記されているものは、原則として当該期日までとする。第2条の優先順位が上位のチラシ等が数多く発生した場合は、その期間を短縮することができ、この場合において、当課は当該チラシ等の発行元に対し、特段の連絡を要しない。

2 配架終了日が配架施設の営業日にあたらぬ場合は、当該配架施設の直前の営業日とする。

3 前項の規定にかかわらず、期間短縮により配架終了日が当該配架施設の営業日にあたらぬ場合も、第2項の規定に準じて直前の営業日とする。

(配架の申請等)

第6条 チラシ等の配架を希望する者(以下「配架希望者」という。)は、原則として配架希望月の前月1日から15日までの間に、観光・文化財課長(以下「課長」という。)に対し、チラシ等の見本を添えて申請するものとする。

2 申請は電子申請システムを利用して行うものとし、やむを得ない事情により電子申請が困難な場合は、課長の承認を得て、八尾市観光・文化財課チラシ等配架申請書(様式第1号)による申請を認めることがある。

3 課長は、前項の規定により申請があった場合、その内容を審査し適当と認めるときは、これを承認し、チラシ等の配架を行う。ただし、必要があると認めるときは、当該チラシ等を除去し、処分することができる。

4 課長は、不承認を決定したときは、八尾市観光・文化財課チラシ等配架不承認決定通知書(様式第2号)により配架希望者に通知するものとする。

(配架の申請種類の制限)

第7条 配架希望者は、1か月ごとの配架募集期間において、1事業者につき1種類のチラシ等のみ申請できるものとする。

(配架物の管理等)

第8条 チラシ等のサイズ及び数量については、本課が用意するパンフレットラックの規格に適合するものとし、設置に関する業務(受付・設置・撤去・廃棄等)は本課にて行う。

(配架希望者の責任等)

第9条 配架希望者は、配架されたチラシ等に関する一切の責任を負うものとする。

2 チラシ等の内容に関して問題が発生したときは、依頼主の責任において処理するものとし、市は一切責任を負わない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、チラシ等の配架に関し必要な事項は課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年1月5日から施行する。

年 月 日

(あて先) 観光・文化財課長

申請者

事業者名

所在地(住所)

フリガナ
代表者名

生年月日

年

月

日

フリガナ
担当者氏名

電話番号

メールアドレス

下記のチラシ等につき、八尾市観光・文化財課執務室等に設置されたパンフレットラックへの配架を申請します。

記

1. チラシ等について

記載内容

意 匠

別添のとおり

2. チラシ等の配架要件 (該当するものを選択してください)

- 八尾市及び八尾市教育委員会が作成した催し等に関するもの
- 八尾市及び八尾市教育委員会が共催又は後援する催し等に関するもの
- 八尾市及び八尾市教育委員会から補助金等を受ける事業に関するもの
- 国及び都道府県等の公的機関が作成した催し等に関するもの
- 八尾市外からの誘客に資する催し・観光コンテンツ等に関するもの

3. 配架期間

年 月 日 ~ 年 月 日

4. 確認事項(確認のうえ、選択してください)

- チラシ等の記載内容は、八尾市の観光施策振興に寄与するものです。
- 八尾市暴力団排除条例に基づき、下記事項を誓約します。

- 1 暴力団の利益になるような事業には該当しません。
- 2 私は、暴力団員又は八尾市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
- 3 私は、暴力団員又は八尾市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、八尾市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 4 私は、本申請書及び役員名簿等が八尾市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。

〈団体名〉
〈役職名〉 〈氏名〉 様

八尾市観光・文化財課長

八尾市観光・文化財課チラシ等配架不承認決定通知書

年 月 日付で申請のありましたチラシ等の配架について、八尾市観光・文化財課窓口における配架物の取扱要綱第5条第4項の規定に基づき、下記のとおり配架を不承認としたので通知します。

記

チラシ等の内容	
配架期間	年 月 日から 年 月 日まで
配架不承認の理由	
備考	